

球磨村復興まちづくり計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務名 球磨村復興まちづくり計画策定業務委託

2 本業務の概要

- (1) 委託方法 公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。
- (2) 委託業務内容 「球磨村復興まちづくり計画策定業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 委託上限額

35,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ 本プロポーザルは令和3年度契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とする。

※ この額は、プロポーザル実施に当たり、応募者に提示する事業費の上限額であり、予定価格については、プロポーザルによる業者選定、仕様書等の協議後、改めて設定する。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 令和3年3月12日（金） | 公募開始 |
| (2) 令和3年3月19日（金） | 質問書提出期限 |
| (3) 令和3年3月23日（火） | 質問回答 |
| (4) 令和3年3月23日（火） | 参加表明書等提出期限 午後5時まで |
| (5) 令和3年4月 2日（金） | 企画提案書等提出期限 午後5時まで |
| (6) 令和3年4月 9日（月） | 審査会（プレゼンテーション）の指定時間 |
| (8) 令和3年4月13日（火） | 審査結果 |
| (9) 令和3年4月16日（金） | 契約締結（審査結果後速やかに） |

※上記日程を変更する場合があります、変更する場合は事前に連絡します。

4 担当部局

球磨村役場ふるさと創生課 担当：蔵谷

住所：〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

電話：0966-32-1114（直通）

FAX：0966-32-1230

E-mail：kikaku@kuma.kumamoto.jp

球磨村公式ウェブサイトアドレス <http://www.kumamura.com/>

5 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
 - ③ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (3) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ① 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。
 - ② 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ③ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。

なお、代表団体及びその構成員は上記の（1）～（7）のすべてを満たすこととする。

6 受託者の選定・契約方法

(1) 選考方法

審査を行うため、「(仮称) 球磨村復興まちづくり計画プロポーザル審査会」を設置する。

なお、審査は非公開とする。また、評価、採点に関する問い合わせや異議は受け付けない。

(2) 審査方法

プレゼンテーションを実施し評価基準により審査する。プレゼンテーションの実施場所は後日通知する。

ア 出席者は3名以内とする。

イ プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後、質疑応答10分程度を行う。パソコン及びプロジェクター等の機材の使用は禁止する。

ウ 審査の結果は、令和3年4月21日(水)午後5時までに電子メールで通知する。

エ プレゼンテーションに参加できない者は、審査対象から除外するものとする。

(3) 選定方法

評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。

①選定にあたり、評価点が高点の者が2者以上あるときの対応

ア 見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

イ 見積価格が同じ場合、審査委員長の審査を基に上位者を決定する。

②有効な企画提案者が1者のみときは、平均評価点が70点以上であり、審査委員会が適正な提案と判断する場合は、第一優先交渉権者とする。

(4) 審査の対象外となるもの

①企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合。

7 質問書

募集要項や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問は質問書(様式第5号)により、電子メールで送信するものに限る。また、必ず受信を電話で確認すること。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

(2) 提出期限 令和3年3月19日(金)まで

(3) 受付時間 平日 9:00~17:00

(4) 提出先 「4 担当部局」記載のアドレスに提出すること。

(5) 質問への回答

質問書に対する回答書は、電子メールで回答する。なお、回答は、必要に応じて参加者全員に知らせる場合がある。

8 参加表明書

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 企画提案参加者の同種業務の実績（様式第2号）
- ③ 会社概要及び業務実施体制調書（様式第3号）
- ④ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書（個人事業主の場合は不要）
- ⑤ 定款の写し（個人事業主の場合は不要）
- ⑥ 事業所の履歴事項全部証明書（発効後3カ月以内のもの（写し可））
個人事業主の場合は住民票（発効後3カ月以内のもの（写し可））
- ⑦ 納税証明書（消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないことの証明）
- ⑧ 球磨村暴力団排除条例に関する誓約書（様式第4号）
- ⑨ 企業共同体の場合は、構成員ごとに上記書類の他、本業務に係る事業共同体の協定書の写し

※ 令和3年（2021年）3月31日までの球磨村競争入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、上記エ〜クの提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

※ 様式については、提出日時点において記載すること。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和3年3月23日（火）まで

(3) 受付時間 平日 9:00～17:00

(4) 提出先 「4 担当部局」記載のとおり。

持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け付けない。

なお、郵送の場合は申請受付期間内必着とする。

(5) 提出書類の配布方法

球磨村のホームページに掲載する。

9 企画提案書

(1) 企画提案書

次の項目を盛り込んで作成すること。

- ① 表紙（様式第6号）
 - ② 企画提案書（任意様式）

仕様書に示す内容に沿って作成してください。専門知識を有しないでも理解できるように、分かりやすい表現に努めてください。
 - ③ 業務工程表（任意様式）

作業項目ごとに示した工程表を作成してください。
 - ④ 実施体制調書（任意様式）

契約締結後の業務の実施体制を記載。
 - ⑤ 見積書（任意様式）

項目ごとの経費を積算した内訳書を添付。合計額には、消費税及び地方消費税を含むものとし、委託限度額を超える金額の場合は失格とする。
- (2) 作成方法
- 提出書類は日本工業規格によるA4判の規格、2穴綴じとし、簡易な綴じ方とする。横書き、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表はこの限りではない。
- (3) 提出部数 正本1部 副本6部
- (4) 提出期限 令和3年4月2日（金）まで
- (5) 受付期間 平日 9:00～17:00
- (6) 提出先及び提出方法 「4 担当部局」記載のとおり。
持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け付けない。
- なお、郵送の場合は申請受付期間内必着とする。
- (7) 注意事項
- ① 提案者名は、提案書の表紙（様式第6号）以外には記入しないこと。
 - ② サイズは原則A4版とし、クリップ止め（テープ等で止めない）をすること。

10 プレゼンテーション審査の実施

(1) 開催日程等

- ① 日時 令和3年4月9日（金）の指定時間
※時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡
- ② 場所 球磨村役場 防災センター会議室（予定）
但し、新型コロナウイルス感染拡大の状況によってはオンラインによる場合もある。
- ③ プレゼンテーションの持ち時間
提案を行う者1者につき30分（最初の20分で提案者による提案準備・説明、その後残り10分で審査員による質疑）を予定。
プレゼンテーションでのプロジェクタ・パソコン等の電子機器の使用は不可とする。

(2) 審査方法 「6 受託者の選定・契約方法」記載のとおり。

評価項目は、別紙、「球磨村復興まちづくり計画策定業務委託プロポーザル方法審査項及び配点」1 審査員審査項目のとおりする。

(3) 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。

また、プレゼンテーションに参加した受託候補者以外の者に対しては、非選定決定通知を書面にて行う。

1.1 委託契約の締結

球磨村は、受託候補者と、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

1.2 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。
 - ① 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - ② 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ③ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ④ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - ⑤ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。